

[事案 2019-133] 就業不能給付金支払請求

・令和2年10月6日 和解成立

<事案の概要>

約款上の就業不能状態に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

業務中に右肋骨多発骨折等を受傷し、「1ヶ月の休業通院加療の見込み」との診断を受けたため、平成29年11月に契約した疾病障害保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、約款に規定する就業不能状態を満たしていないとして給付金が支払われなかった。しかし、保険会社は、受傷日に緊急搬送された病院の医師の意見だけを採用して判断しており、かかりつけ医の意見を採用せず、納得がいかないことから、就業不能給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の症状は約款に規定する就業不能状態を満たしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求時に提出された診断書では、一部介助が2項目あったが、緊急搬送された病院の主治医は、当社所定の5項目についてほぼ自立と回答している。
- (2) 診断書を作成した医師の病状評価は客観性を欠いている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療内容や病状等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の症状の経過や治療内容等を総合的に考慮すると、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。